

消防団車両売却仕様書

1 売却する町有財産

(1) 物品 消防車両 (小型動力ポンプ積載車) 1 台

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 車 名 | トヨタ (車体色 赤系) |
| ② 登 録 番 号 | いわき 88 さ 4771 |
| ③ 車 体 番 号 | LY1510002317 |
| ④ 型 式 | KG-LY151 |
| ⑤ 原 動 機 の 型 式 | 3L |
| ⑥ ミ ッ シ ョ ン | MT |
| ⑦ 乗 車 定 員 | 10人 |
| ⑧ 燃料及び排気量 | 軽油 2.77L |
| ⑨ 初年度登録年月 | 平成8年3月 |
| ⑩ 車 検 有 効 期 間 | 令和8年3月22日 ※期限切れ |
| ⑪ 走 行 距 離 | 14,363km |
| ⑫ そ の 他 | 小野町消防団 旧八幡班車両 |

2 入札参加者の資格

入札参加者の資格は、次の条件に該当しない法人又は個人とします。

- (1) 小野町の町有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 売買契約を締結する能力を有しないもの (被補助人、被保佐人、未成年者 (契約締結のために法定代理人から必要な同意を得ている者を除く) 又は被成年後見人)
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第32条第1項各号のいずれかに該当する者
- (4) 町税等の滞納がある者
- (5) その他町長が不適当と認めた者

3 売却の方法

有効な入札を行った者のうち、買受け価格について予定価格以上で最も高い金額を提示した者を売却予定者に決定する。

なお、提示する金額に消費税 (地方消費税を含む) 及び自動車リサイクル預託金 (6,790円) が加算された金額が売買代金となります。

また、売買契約、名義変更及び搬送の手続き及び費用負担は、買受者の負担とします。

4 入札の無効

2において示した入札参加資格を有しない者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

5 閲覧期間および提出期限

設計図書及び物品の閲覧、入札参加申込書の受付及び入札書の提出について買受け希望者は、次の閲覧期間内に設計図書及び売却対象の物品を確認し、入札条件を熟知・承諾した上で入札参加申込書及び入札書を期限までに同所へ提出しなければならない。

なお、入札書は別封筒にて、封緘印を押して提出すること。

(1) 閲覧期間 令和8年7月30日 から 8月31日まで

(土日を除き、執務時間内に限る)

(2) 閲覧場所 小野町役場 町民生活課

(3) 提出期限 令和8年8月31日

6 契約および代金の納付について

町は、3の売却予定者と物品売買契約を締結する。また、予定者は契約後、町が指定する日までに一括してその代金を納付しなければならない。

7 物品の引き渡しについて

引き渡しについては代金の納付を確認後行うこととし、所有権は引き渡し時に移転するものとする。ただし、引き渡す物品は、引き渡し時点を基準とする現状にて引き渡すこととする。

なお、物品の運搬については、売却予定者の負担により行うものとする。

8 入札保証金および契約保証金について

免除

9 その他注意事項

(1) 引き渡した車両から「小野町消防団」の塗装を消去すること。

なお、消去の程度は、「小野町消防団」の記載が社会通念上一般的に視認不可と判断できる程度とする。

(2) 引き渡し時から30日以内に名義変更を行うこと。また、手続き完了後は、証明書の写し（車検証など）および現況写真を名義変更完了後から5日以内に提出すること。

(3) 緊急自動車届出確認証を返納すること。

(4) 買受者は、買受後、必要な整備を行うこと。

(5) 車両の故障、不具合等については、町は一切関与せずまた責任を負わない。

10 担当課

小野町役場 町民生活課

電話：0247-72-6933 FAX：0247-72-3121